

第四次美祢市行政改革大綱 (案)

(計画期間 令和6年度～令和11年度)

令和5年度
美祢市

目 次

第1章 策定の背景と必要性

- 第1節 これまでの行政改革の歩み……………1
- 第2節 社会経済環境の変化……………3
- 第3節 中期的な行財政改革の視点……………5

第2章 行財政計画の基本的な考え方

- 第1節 基本方針……………6
- 第2節 重点目標……………7
- 第3節 推進体制……………7
- 第4節 計画期間……………8

第3章 行財政改革の方向性

- 【重点目標1】持続可能な行財政運営の推進……………9
- 【重点目標2】DX を活用したサービス向上・効率化の追求……………10
- 【重点目標3】公民連携による行財政運営の取組……………11

第1章 策定の背景と必要性

第1節 これまでの行政改革の歩み

本市では、平成 21 年度に「第一次美祢市行政改革大綱」の策定を行い、計画期間を平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とし、「新しいまちづくりを支える効果的な行政運営」を基本方針に行政改革を推進した。引き続き、計画期間を平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とする第二次美祢市行政改革大綱を、「協働のまちづくりへ」及び「成果重視の行政経営へ」を基本理念に推進してきた。

しかしながら、この間の急速な人口減少、少子高齢化社会の進行及び老朽化が進む公共施設の更新問題等、行政課題が山積しており、これらの課題に対応した行政改革を実施する必要が生じたことから、当初計画期間を 1 年前短縮し、平成 30 年度までの 4 年間とし、平成 31 年度には、第三次となる美祢市行政改革大綱により行政改革を推進してきたところである。

第三次美祢市行政改革大綱の下、策定された実施計画における令和4年度末現在での実施項目の全63項目の進捗率は83% となっており、その内訳は「達成・完了」が40%(25項目)、「概ね予定どおり進行している」が43%(27項目)となっている。

第三次美祢市行政改革大綱では、「スリムな行政運営へ」、「成果重視の行政経営へ」、「持続可能な財政運営へ」、「協働のまちづくりへ」の四つの基本理念とそれに基づいた方針を定め進捗管理を行ってきた。以下に取組状況や成果を示す。

方針1 組織・人材マネジメントの見直し

(1) 簡素で効率的な組織

財政部門と企画部門を統合するとともに DX 施策を強力に推進するため、デジタル推進部を創設するなど、多様化する行政ニーズに対応した機構改革を推し進め、横断的な組織編成と適正配置を進めた。

(2) 人材育成・人材登用

人材育成基本方針に基づく各種の一般研修や特別研修の実施、人事評価システムの導入による職員の目的意識、マネジメント能力等の向上、また、DX 推進に係る外部アドバイザーの就任など適切な人材育成及び専門人材の登用を図った。

方針2 業務の見直し

(1) I C T 等の推進

オンラインでの行政手続きの申請やキャッシュレス化を推進するなど、I C T の活用

により業務の効率化や市民サービスの向上を図った。また、マイナンバーカードの保有者を大幅に増加させ今後の行政サービスのDX化への基盤を構築した。

(2) 事務事業の見直し

状況に応じた適切な予算編成となるよう予算編成システムを適宜見直し、事業の必要性・あり方から再度検討を行い、実施手法の適正化や事業のスクラップ& ビルドを図った。

方針3 歳出・歳入/資産・債権管理の見直し

(1)「公共施設等総合管理計画基本方針」の考えの下「個別施設等管理計画(アクションプラン)」を策定し、施設ごとの今後のあり方を明確化し、アクションプランに基づいた公共施設の適正な総量と配置を行った。

(2) 債権管理

債権管理条例及び債権管理マニュアルに沿って適正かつ効率的に債権の管理に努めた。また、徴収体制を強化し、市税等の収納率の向上を図った。

(3) 財政管理

歳出削減の観点から事務事業の見直しを行うとともに、クラウドファンディングの活用や企業版ふるさと納税の取組強化など、新たな自主財源の確保のための取組を推進した。

方針4 協働の推進

(1) 市民との協働

市民との協働と地域の活性化のため、公民館において集落支援員を配置するなど、少子高齢化等の課題を抱える中山間過疎地の地域運営について、市民自らが取り組む体制の構築を推進した。

(2) 民間事業者等との協働

公民館における郵便局の配置など、これまでの業務委託の在り方を見直し、行政負担の軽減と市民サービスの拡充を推進した。また、指定管理者制度によって実施していた一部の事業について、事業内容の見直しなど、制度全般に係る適正化を図り、委託料の縮減とサービスの拡大を図った。

第2節 社会経済環境の変化

平成31年度の第三次美祢市行政改革の取組開始から現在にかけて、それまでの状況と比較しても大きく社会経済環境は変化してきた。また、現状の課題を念頭に置いて将来に対する予測を立てることはもちろんのこと、既存の枠組みにとらわれず、大胆かつ柔軟に行財政改革を進めることが求められている。そこで、これまでの社会経済環境の変化や今後の課題について整理し、中期的な行政改革の視点を明らかにする。

1 人口減少・少子高齢社会の進展

本市の人口は年々減少傾向にあり、令和 2(2020)年現在の総人口は 23,247 人(国勢調査)となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計をベースとした本市の「人口ビジョン」によると本市の人口は、今後、このまま人口動向が続いた場合、2025 年で 21,730 人とされ、2040 年の人口予測で 16,077 人となる予測であり、日本全体が人口減少社会に移行する中で、更なる人口減少が見込まれている。

また、高齢化率も 2040 年には、46.8%に達すると予想され、少子高齢化が一段と進むことが見込まれている。本市においては、こういった人口減少・少子高齢化社会を迎える中で多様化・高度化する市民ニーズに対応する取組が求められている。

2 感染症の脅威と自然災害の激甚化

令和2年の新型コロナウイルス感染拡大は、日本だけでなく世界全体に衝撃を与え、大きな影響を及ぼした。前年まで予想しえなかった感染拡大が起こり、感染防止は全世界が一丸となって取り組むべき喫緊の課題となった。

また、近年は甚大な被害をもたらす自然災害が毎年のように発生している。気候変動の影響により短時間で大量の雨が降る集中豪雨が頻発化し、令和 5 年度には、梅雨時期の集中豪雨により、JR美祢線の鉄橋が流出し全線不通になるなど、市内全域で甚大な被害が発生した。このため、今後も集中豪雨や大型台風をはじめとした自然災害に対する防災・減災対策を強化していくことは大きな課題となっている。

3 行政のデジタル化推進

新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなった。こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められている。これらの認識に基づき、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰

一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。

また、令和3年5月には、デジタル社会形成基本法、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を含めたデジタル改革関連法が成立・公布され、デジタル社会形成基本法において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を活かした自立的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」(第14条)こととされている。

令和3年6月には、デジタル社会形成基本法第37条第1項等に基づく「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、本重点計画においても、先述のビジョンが目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられた。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体のDXを推進する意義は大きいとされ、自治体においては、まずは、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。また、市では、感染症と自然災害などの複合災害に対応する観点からも、デジタル化を駆使して効果的・効率的に業務を行う体制なども構築していかなければならない。

4 公共施設の有効活用と持続可能な行財政運営

本市は平成20年3月21日に1市2町の合併を経て、多くの公共施設を有したが、全体的に老朽化が進んでおり、大規模改修や建替えといった更新時期を迎える施設が増加している。また、現在の施設運営にあたっては、維持管理経費の増大やバリアフリー化への対応、耐震化の問題など、様々な課題が生じている。さらに、人口減少や少子高齢化が進む中、公共施設に対するニーズも多種多様に変化している。

合併市である本市は多くの公共施設を保有しており、その施設数は約400施設となっており、建物の延床面積は、約25万㎡である。主な内訳は、学校教育系施設(学校、その他教育施設)が約30%、公営住宅が約20%を占めている。人口1人当たりの公共施設の床面積は、国の資料によると、およそ9.8㎡/人となっており、全国平均の3.2㎡/人を大きく上回っている。

さらに、昭和56(1981)年以前に建てられた旧耐震基準の施設が約8.9万㎡(全体の約35%)となっており、施設の老朽化・耐震化への対策が必要な施設が多くみられる。本市においても、全国的に喫緊の課題として取り組まれている公共施設の老朽化対策について、平成29年度に美祢市公共施設等総合管理計画基本方針の策定及び施設カルテの作成を行い、さらに施設ごとの具体的な適正化の指針となる第1次個別施設管理計画(第1次アクションプラン)を令和2年度に策定し取組を進めてきた。

また、本市の財政状況について、歳入面では、自主財源の根幹である市税は景気や税制に左右される側面があることに加え、人口減少に伴い税収は減少する見込みである。

本市の歳入の約3割を占める地方交付税のうち普通交付税は令和元年度をもって合併後の優遇措置である合併算定替えが終了し、平時の一本算定へ移行し逡減しており、予断を許さない状況となっている。

歳出面では、引き続き高齢社会への対応が求められており、経常的に扶助費の増加が見込まれている。加えて、本庁舎や総合支所、衛生関連施設等の大規模施設の建て替えが相次いで見込まれていなど、今後も多額の財源が必要となることが予想される。

中期財政計画では、大規模建設事業の実施にあたり多額の起債が予定されていることから、今後は公債費の増大が見込まれている。一方、基金については、毎年度の財源不足を補うため取り崩される見込みであり、事業の優先順位付けや事業そのものの見直しなどがこれまで以上に不可欠な状況となっている。

また、2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)において、誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、17のゴール(目標)が設定されている。

国が策定する「SDGs実施指針」では、地方自治体が各種計画等の策定や改訂に当たる際は、SDGsの要素を最大限に反映することを奨励していることを踏まえ、本大綱の策定においてもSDGsの反映に努めることとする。

第3節 中期的な行財政改革の視点

時代は今、大きな「変革期」を迎えている。このような変化の激しい時代においては、これまでの行政の仕組みや考え方自体を変えていかない限り、近い将来行財政運営が行き詰まってしまうことも考えられる。

そこで、第四次美祢市行政改革では、これまで進めてきた補助金・負担金の見直しや人員削減による人件費の減、歳入の確保、コスト削減といった簡素効率化を重視する姿勢から、事務事業の再編等による抜本的な見直しや時代に即したデジタル化の推進など大胆かつ柔軟で、スピード感を持った行財政改革を推進していく必要がある。

これからの時代においては、5年経過すれば状況は一変してしまい、計画として掲げた取組が陳腐化し、現実と乖離してしまう恐れもある。そこで、第三次美祢市行政改革までのように5年間で実施する推進計画を本大綱にあわせ予め定めるのではなく、行財政改革の方針や方向性の下、重点的に進めていく目標に従って変化の激しい時代にふさわしい行政改革に取り組んでいく。

また、令和7(2025)年度からは本市の未来に向けた指針となる第二次美祢市総合計画(後期計画)がスタートする。第四次美祢市行政改革では、計画期間を総合計画に合わせるなど同計画との整合性を図りながら行政改革に取り組んでいく。

第2章 行政改革の基本的な考え方

「第1章 策定の背景と必要性」を踏まえ、第四次美祢市行政改革の基本的な考え方を示す。

第1節 基本方針

第四次美祢市行政改革は、第二次美祢市総合計画で掲げる将来都市像「若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く『誇れる郷土・秋吉台のまち』」の実現を目指し、職員一人ひとりがそれぞれの役割の中で取り組んでいく。

具体的には、自治体における行政改革の本旨である「効率化」、「経費節減」、「歳入の確保」、「公共サービスの質の向上」に基づき、第二次美祢市総合計画の5つの基本目標のうち、「行財政運営の強化」を補完し、その実現に取り組むこととする。

1 取組の推進及び進捗管理の在り方について

第三次美祢市行政改革までは、行政改革大綱の下で実施計画を定め、行政改革に資する取組の進行管理を行ってきた。進行管理としては、各年度の実施内容の確認や中間評価、最終評価を行い、翌年にそれらの財政効果額を算出するなど、各取組の効果検証を行ってきた。この過程では、実施計画を全庁的な取組として位置づけていることから、職員のコスト意識の浸透に寄与するものとなっていた。

一方で、実施計画に掲げられた取組と総合計画に基づく事務事業の進行管理が連動していないことによる複数の課題があった。主なものに、行政改革を行っているにもかかわらず、どの事務事業が効率的に取り組まれているかが不明確になることや、実施計画に掲げられていない行政改革に資する新たな取り組みが反映されないこと、また、その進行管理にも業務が発生することなどが挙げられる。そのため、行政改革の進行管理は機能していたとしても、総合計画や行政評価、さらには各所属で策定している個別計画との間で連携が取れていない状況に陥っており、今後効率的な仕組みに改善する必要があった。

そこで、第四次美祢市行政改革では、市の最上位の計画である「美祢市総合計画」をはじめ、総合計画に基づく「個別計画」及び毎年度、「予算」に計上されている事務事業のうち、行政改革の4つの本旨「効率化」、「経費節減」、「歳入の確保」、「公共サービスの質の向上」に合致する取組について、事務事業の評価を行うことにより、進行管理に係る業務量の減少のみならず、各種の計画の事務事業との整合性を図ることにより、これまで以上に効果的・効率的な行政改革へと見直しを図ることとする。

2 行政経営意識の徹底

行政改革を進める上で中核組織は必要であるが、最も効果を発揮するためには、各職員が行政経営感覚を備え、行政改革を日々実践していくことである。これまで15年近くにわたり行政改革を進めてきた結果、職員の歳出削減などの意識は浸透・蓄積しつつあるが、今後もより一層意識の徹底を継続していかなければならない。

第三次美祢市行政改革では「スリムな行政運営へ」、「成果重視の行政経営へ」、「持続可能な財政運営へ」、「協働のまちづくりへ」の四つの理念に掲げて取り組んできた。これらの簡素効率的で最適化を目指す考え方に終わりはなく、今後もその理念は継承していく。

加えて、第四次美祢市行政改革では、事業のスクラップ・アンド・ビルドを更に進めるため、合理的根拠に基づいた事務事業の見直しを行い、職員一人ひとりがこれまで以上に行政経営感覚を持って業務に取り組んでいくよう、EBPM(根拠に基づく政策立案)の手法を学びながら、事務事業の適正化(廃止・統合化)について日常的に意識の浸透を図っていく。

さらに、ふるさと納税やネーミングライツ、NFT 等の活用のほか、様々な機会や方法を通じて新たな財源創出にも積極的に取り組んでいく。なお、第四次美祢市行政改革では、取組を推進計画として設定することはしないが、第三次美祢市行政改革に掲げられた取組で継続的に取り組んでいくことが望ましいものは、引き続き行政改革の視点に基づいて遂行していく。

第2節 重点目標

第四次美祢市行政改革では、第1章第2節で触れてきたこれまでの社会経済環境の変化や今後の課題を踏まえ、第2章第1節の基本方針に則り重点戦略をここに定める。「持続可能な行財政運営の推進」、「DX を活用したサービス向上・効率化の追求」、「公民連携による行財政運営の取組」を3つの重点取組と位置付け、第二次美祢市総合計画で掲げる将来都市像「若者・女性・地域がかがやき こどもの笑い声が響く『誇れる郷土・秋吉台のまち』」の実現を支える柱として行政改革を推進していく。

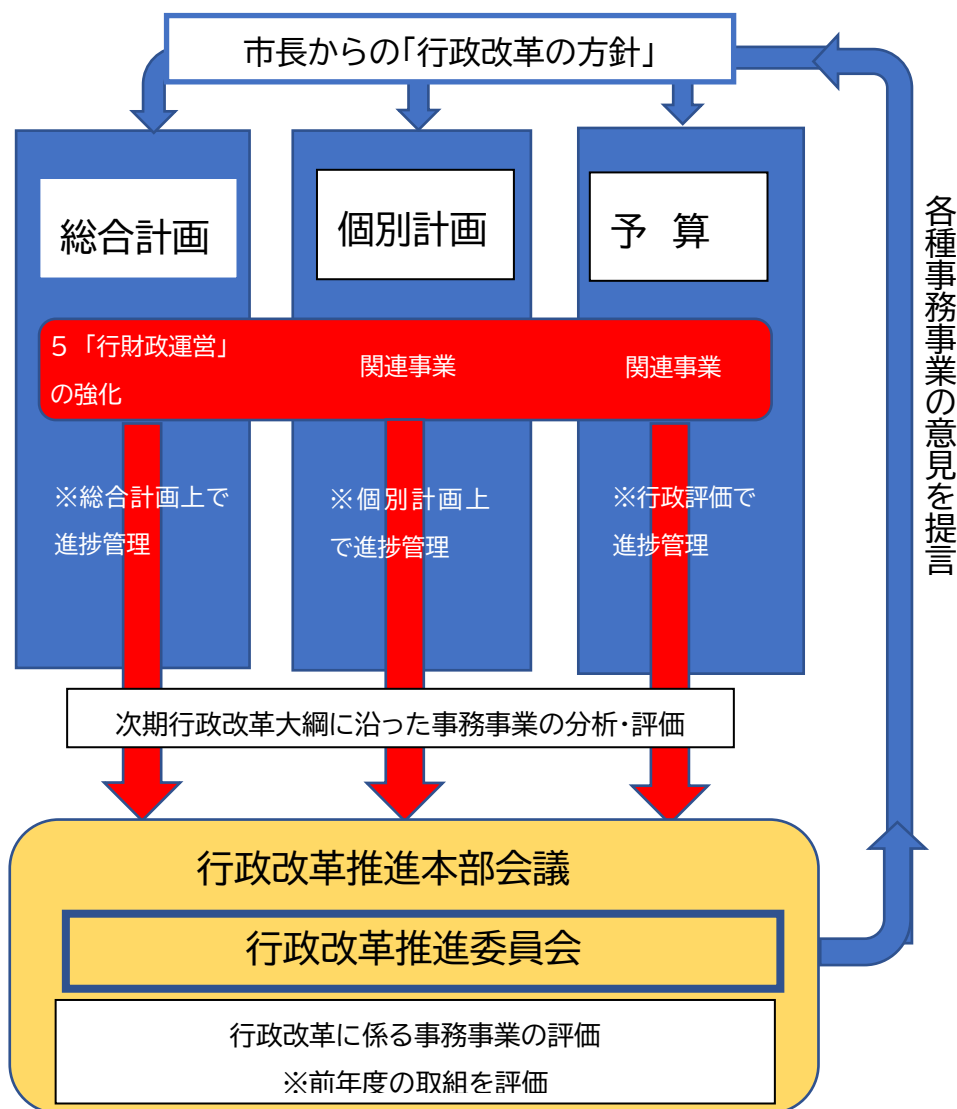
第3節 推進体制

第四次美祢市行政改革では、これからの時代にふさわしい行政改革を実行するに当たっての基本的な考え方や方向性を示すものであり、具体的な取組については、第二次美祢市総合計画やそれに基づく個別計画及び予算上の事務事業について、行政改革の観点から一体的に取り組みを進めていく。

なお、この事務事業の評価にあたっては、市長、副市長、教育長、各部局長により構成

される「美祢市行政改革推進本部」を通して行い、各部局で自己完結するのではなく、全庁的に情報共有を図ることにより、効果的・効率的な改革へと発展させる。さらに外部有識者による「美祢市行政改革推進委員会」に諮ることで、専門的見地からの意見や助言をいただくことにより一層、実効性を伴う改革へと発展させる。

推進イメージ



第4節 計画期間

第二次美祢市総合計画の終期に合わせ、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とする」。

※ 計画期間については、社会経済環境の変化等により見直しを行う場合がある。

第3章 行政改革の方向性

第2章第2節で掲げた重点目標に基づき、第四次美祢市行政改革の方向性を示す。

【重点目標1】持続可能な行財政運営の推進

厳しさを増す財政状況の中、これまで以上に効果的・効率的に財源を活用する必要があり、経費全般の見直しを行い、歳出の削減や合理化を一層進めていくことが求められる。さらに、職員のコスト意識を向上させ、時代に即した効果的・効率的な事務事業を推進していくためにも、政策(事業)のライフサイクルに応じた目標設定やEBPMに基づいた事務事業の再編を行うなど、最適な予算編成と事業の実行につなげていくことが必要である。

そこで、重点目標の一つ目として「持続可能な行財政運営の推進」を掲げ、行政改革に取り組んでいく。

(1)時代に即した事務事業の精査・再編

これまでも歳出削減や合理化を意識しながら無駄を省き、限られた財源や人的資源を勘案した上で、事務事業の優先順位を付け、その優先度に応じて資源を投入するなど、効果的・効率的な事務事業を意識して取り組んできた。しかし、これからの変革の時代においては、これまで以上に効果の発揮できる仕組みが必要であり、事務事業自体の見直しが不可欠である。

総合計画や個別計画に掲げられている取り組みはもちろんのこと、毎年、各所属で計上される各種の事務事業を一体的に行政改革の評価の対象とすることで、事務の効率化や予算との連動性を高め、結果として職員の事務事業評価の意義や行政改革への意識向上につなげていく。

また、事務事業評価では、事業のライフサイクルを意識し事務事業の精査・再編を進めていく。事業のライフサイクルは、開始した当初の段階「初期」から、事業が軌道に乗って更に進める段階「拡充・発展期」、事業を継続するか、終了するかを判断する段階「成熟期」に分かれており、段階ごとに実施の判断を行う必要がある。特に、「成熟期」に差し掛かって所期の目的・目標を達成しているにもかかわらず、前例踏襲で継続している事業については見直しを行っていかなければならない。そのためにも事務事業を評価するためのEBPMの手法を活用し客観的な目線から、事業のライフサイクルを進めていくことによって、事業の段階に応じた目標設定や事業自体の再編につなげていく。

(2)行政経営意識を高める予算編成

これまで、行政改革に係る事務事業の評価は、実施計画に掲げられたものを中心に行われてきた。一方、予算に基づく事務事業の評価は主に「行政評価」によって実施されており、一体的な評価はできていない状況にあった。結果として、予算上の事務事業で行

政改革の取組に資するものがあつたにもかかわらず、正しい評価がなされず、事業や取組の見直しが十分に行われない一因となっていた。

そこで、今後は、行政評価とは別に行政改革の本旨の 4 つの視点から、予算上の事務事業について、各所属の評価を基に、他者評価を加え、最適な事業の実行へとつなげていく。具体的には、「美祢市行政改革推進本部」における評価の後、「美祢市行政改革推進委員会」からの意見を市長へ提言し、それに基づいた「行政改革の方針」を各所属へ示すことにより、的確な予算要求や具体的な事業の推進につなげていく。

(3) 公共施設ファシリティマネジメントの推進

公共施設の老朽化が進む中、利用者である市民の安全を確保するために必要な改修や更新を行うには莫大な費用が掛かる。一方で、今後社会保障費などの増加により、これらの費用に充てる財源は年々確保が難しい状況となってくる。

そこで、施設の安全性確保と最適配置の両立を目指し、サービス水準を保ちつつコストの最小化を図るファシリティマネジメントを引き続き推進する。ここでは、個別施設の最適化を考えた「部分最適」だけではなく、市全体の方向性を捉えた上で、公共施設全体の最適化を重視する「全体最適」の視点から持続可能な行政運営へとつなげていく。

また、個別施設の再編に係る建て替え時期の設定や運営主体の判断などは、各施設の劣化や経営状況、社会経済環境などを踏まえ、外部有識者の知見を活かすなど、今後もサービス向上やコスト削減に資する効果が得られる手法を検討しながら取り組んでいく。

なお、具体的な取組や実施時期などは「美祢市公共施設等総合管理計画及び美祢市公共施設個別計画(アクションプラン)」に基づき、適切に進行管理を行っていく。

【重点目標2】DX を活用したサービス向上・効率化の追求

現在、行政のデジタル化は早急に進めていかなければならない課題の一つであり、デジタル化による利便性の高い市民サービスを実現することが求められている。そこで、重点目標の二つ目に「DX を活用したサービス向上・効率化の追求」を掲げ、行政内部のデジタル化による業務の効率化とともに、市民サービスのデジタル化による利便性の向上を両輪として推進していく。

(1) デジタル化による業務の効率化

国においては、新たな未来社会「Society 5.0」を目指すため、IoT やロボット、AI などの最先端技術を活用し、様々なニーズに対しきめ細かな行政サービスの提供を目指した取組が進められている。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これまでの「対面」「紙」「押印」を基本とした行政手続から脱却し、新たな生活様式の実現に向けて行政のデジタル化が急速に進んでいるところである。このような中、本市では令和 2 年度に

「美祢市DX推進計画」を策定し、全庁的かつ戦略的にデジタルトランスフォーメーションを推進することとしている。

行政内部のデジタル化では紙や押印を基本とした内部事務やシステムの標準化・連携などのデジタル化に取り組み、業務の効率化を図っていく。このほかにも、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う在宅勤務で課題となっていたテレワークの環境整備を進め、セキュリティ面を確保しつつ、庁外でも通常どおり業務が行えるような環境を実現するなど、働き方改革や業務の効率化に取り組んでいく。

(2) ICT 活用による利便性の高いサービスの実現

今後も拡大する多様な市民のニーズや期待に応えるためには、ICT 活用は不可欠である。「市民にとって使いやすいサービスを設計する」という理念の下、デジタル化の基本原則である「デジタルファースト」(個々の手続が一貫してデジタルで完結)、「ワンストップ」(一度提出した情報は再提出不要)、「コネクテッド・ワンストップ」(民間サービスも含めてどこでも一箇所でサービス実現)に従い、デジタル化を推進していくことが必要となっている。

さらに、これからの行政サービスの在り方としては、窓口足を運ばなくてもサービスを提供できる体制を構築していくことが必要であり、行政のあらゆるサービスが最初から最後までデジタルで完結できる完全デジタル化を目指していくことが求められている。その結果、市民サービスの向上だけでなく、行政改革の柱ともいえる業務の効率化にも資することになる。

このような中、行政のデジタル化については、マイナンバーカードを活用した様々な取り組みが進められており、ICT活用による利便性の高いサービスの実現に向け動き出している。今後は、本市においても行政手続の原則オンライン化、ペーパーレス化、に向け順次取り組みを進めていく。なお、具体的な取組は「美祢市DX推進計画」に基づき進めていくこととし、スピード感を持って柔軟に取り組んでいく。

【重点目標3】公民連携による行財政運営の取組

(1) 民間活力の積極的活用

限られた職員の中で市民サービスの維持・向上を図るためには、職員が自ら対応すべき分野(施策の企画・立案や多様な主体で行う事務事業のマネジメント等)に集中して業務に当たっていくことが重要である。また、民間活力を活用することで、専門性や経験を活かした多様なサービスの展開や市民ニーズに対する弾力的な対応など、一層のサービス向上が期待できることから、民間がサービスの担い手となることのできる分野に関しては、積極的に民間に任せていく必要がある。

また、各企業との包括連携協定の締結や公民連携提案事業の実施など、連携事業が

徐々に増えている状況である。今後は、連携事業を行うに当たっては既存事業の見直しを行うなど、行政改革の観点から事業の見直しを行いながら改善を進めていく。

(2) 公有財産の有効活用

現在、公有財産の効率的な管理運営や有効活用策としては、様々な手法が用いられている。例えば、PFI 事業をはじめ、指定管理者制度、公設民営、包括的民間委託、ネーミングライツ、定期借地活用など様々な手法があり、民間の資金や技術、ノウハウなどを取り入れながら、施設等の状況に応じた取組が進められている。

本市では、これまで指定管理者制度の導入や業務委託、ネーミングライツを実施し、更にはサウンディング型市場調査などの手法を用いることで、有効な公有財産の活用を進めてきたところである。今後も、長期的な視点から市民サービスの維持・向上を目指すとともに、費用対効果を十分に検討し、民間活力を活用した方がより効果的・効率的である場合には、民間との適切な役割分担の下、行政責任の確保に留意しながら民間活力の活用を積極的に進めていく。